

大きな政府と小さな政府

～21世紀の体制選択、負担と分配の観点から～

～Table of contents～

0、はじめに

- 1、大きな政府と小さな政府とは
- 2、国家形態の分類
- 3、各国の社会保障
- 4、国際比較
- 5、福祉をめぐる議論
- 6、方針対立

0、はじめに

社会保障と税の一体改革の一環で、消費税増税法案が成立した昨今、我々に負担を強いる政策が足音を立てて近づいている。この状況に対してわれわれはどのようにすべきか。そしてそもそもこの負担を強いる政策は正しいのか。このような状況を強いられているからこそ、そもそも負担と分配について国家の視点と個人の視点から考えなければいけない。

一昔前の、社会主義と資本主義の体制選択の時はどちらも幸せや繁栄を目的とする点では同じであった。だが手段の点で異なっていた。そこで今回は大きな政府と小さな政府という21世紀の体制選択について見ていく。その中でも負担と分配の仕組みそのものについて焦点を当てていき、またその正当性について見ていくとともに、日本のあるべき姿を模索していく。

1、大きな政府と小さな政府とは

(1)大きな政府

国家の機能を安全保障や治安維持などに限定するのではなく、社会保障制度の整備を通じて国民の生活の安定を図ること。広義には財政政策や雇用政策を含める場合もある。社会主義体制に移行することで社会保障等の充実を図るのではなく、資本主義体制を維持した上で、貧富の差・賃金格差等を是正し、社会保障制度の充実と完全雇用の実現により国民の健康で文化的な生活を保障し、国民の福祉の増進を最優先しようとする国家体制のこと。

代表的な例としては北欧のデンマーク、スウェーデン。ドイツやフランスもその傾向にある。

(2) 小さな政府

国家の任務が対外的防衛・国内治安維持など最小限の夜警的役割に限定されている国家。アダム・スミス以来の伝統的な自由主義に立脚しており、政府の市場への不要な介入を最小限にすることを旨とする。小さな政府を徹底した体制は夜警国家あるいは最小国家ともいう。基本的に、より少ない歳出と低い課税、低福祉-低負担-自己責任を志向する。主に、新自由主義者またはリパタリアンによって主張される。

代表的な例としてアメリカ。

2、国家形態の分類

(1) 福祉国家の3つの形態

大きな政府である福祉国家とは3つのタイプに分けられる。福祉国家とは、国（社会・行政）が国民の幸せに責任を持つ国を指し、そのために行う政策を社会政策と呼びます。すべての先進国といわれる国々は福祉国家であります。しかし、どの程度国民の幸せに責任をとるかによって、福祉国家は、一般的に大きく三つのタイプに分類されています。それらは、自由主義型、保守主義型、普遍主義型（いろいろな名称が使われています）の3つです。

①自由主義型（リベラル型） （アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなどの国々）

このタイプの福祉国家では、民間部門の果たす役割が非常に大きい。サービスの提供も民間ボランティア団体や家族が主体となります。社会保障は低所得者層に対する最低限度の給付に限定されます。自己責任の考え方が強く、税率も比較的低いことも特徴です。

②保守主義型（またはコーポラティズム型） （イタリア、フランス、ドイツなどの国々）

このタイプの福祉国家はヨーロッパ大陸諸国に多く見られます。これらの国々では、家族の責任と教会、ボランティア団体、労働組合の保険基金などに重点が置かれています。給付は市民権に基づく普遍的なものではなく、社会保障は家族の扶養者である男性の労働生活における地位と職種によって異なる傾向があります。

③普遍主義型（社会民主主義型・北欧型） （デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）

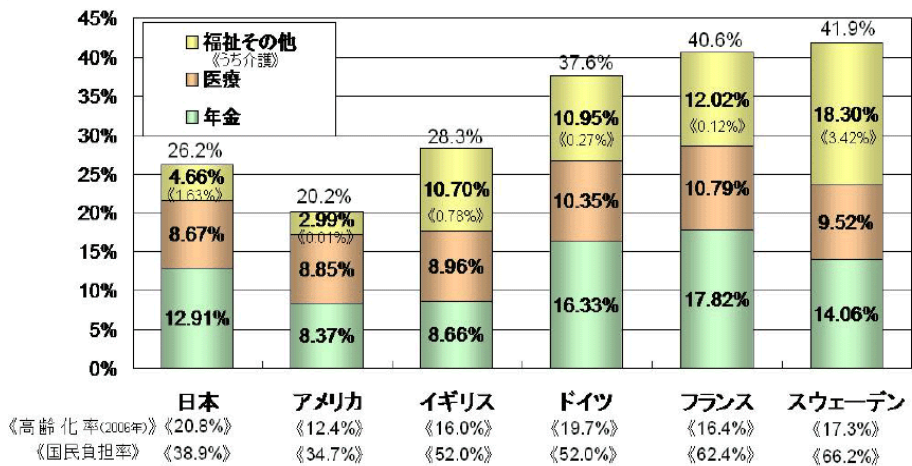
このタイプは北欧型の福祉国家で、社会民主主義型、またはユニバーサル(普遍主義)型とも呼ばれています。その主な特徴は、他の民主主義国家よりも、北欧の国々は国家が国民の幸せに責任をもつ割合が大きく、これは全ての政策に国の関与が大きいということを示します。北欧型福祉国家は高度の普遍主義に基づいており、これは全ての市民が基本的な社会保障の給付とサービスを受けられるということを示します。所得保障は、すべての市民への平等な基本保障と労働に基づく部分の2つによって成り立っています。所得移転（税金を通じて高所得者から低所得者へ配分する）が大きく、国内総生産に対する社会保障費の割合が高いという特徴があります。当然税金も高くなります。所得格差が他の国々と

比較して小さく、そのために貧困率と生活水準の格差も比較的小さいことも特徴です。平等ということが福祉国家の基本概念になっています。

社民主義国家では国民負担率が高く、社会保障給付水準も高くなっている。

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対国民所得比)

○ 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
 ・年金 — 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
 ・医療 — 米英とほぼ同規模、他の欧州諸国をやや下回る規模
 ・その他の給付 — 米英を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている

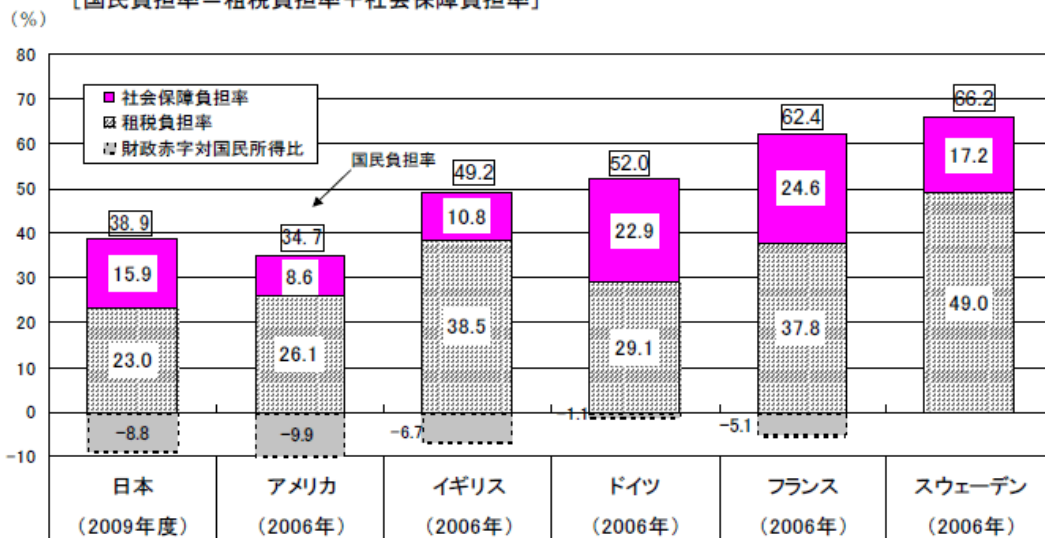


《高齢化率(2006年)》《20.8%》 《12.4%》 《16.0%》 《19.7%》 《16.4%》 《17.3%》
 《国民負担率》 《38.9%》 《34.7%》 《52.0%》 《52.0%》 《62.4%》 《66.2%》

(注) OECD: "Social Expenditure Database"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2005年。OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費より広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。高齢化率は OECD: "OECD in figures 2008"、国民負担率は財務省調べによる(日本は2006年度見直し。諸外国は2006年実績。)

国民負担率の国際比較

【国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率】



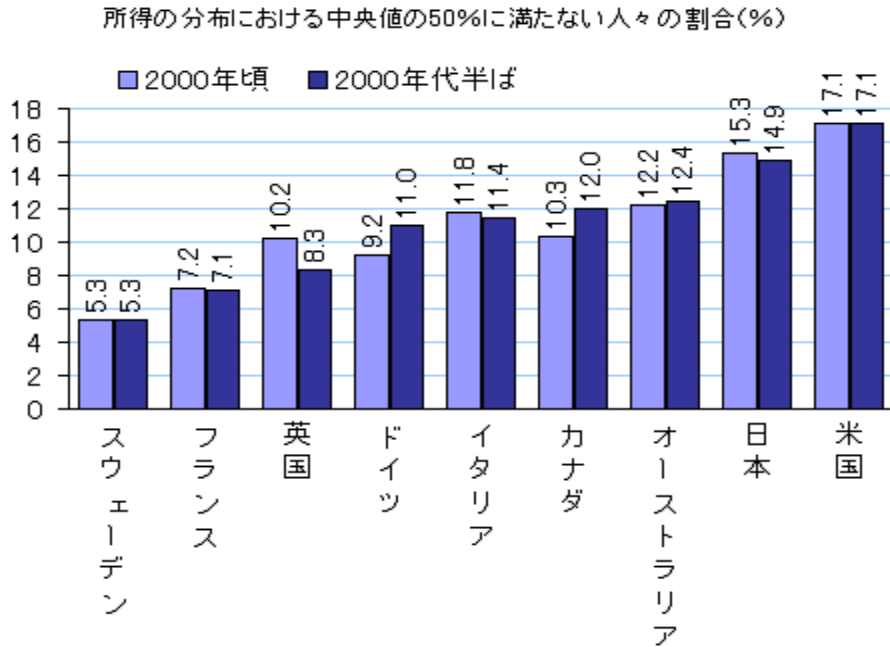
(注) 1. 日本は2009年度(平成21年度)見直し。諸外国は2006年実績。
 ただし、諸外国の財政赤字対国民所得比は、「Economic Outlook 84」(OECD)における2009年の財政赤字対GDP比に、「National Accounts 2008」(OECD)における直近の国民所得対GDP比の実績値(2006年)を乗じて算出した2009年の推計値。

2. 財政赤字対国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

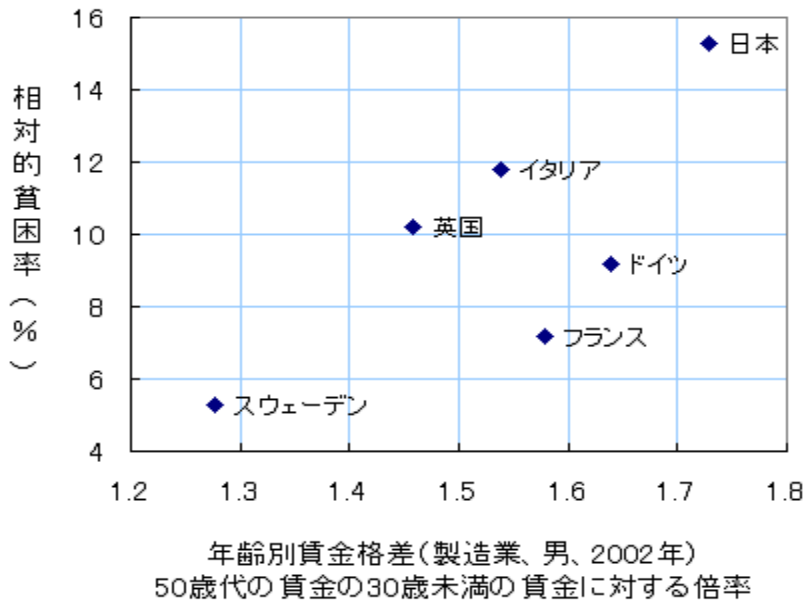
【諸外国出典】"National Accounts" (OECD)、"Revenue Statistics" (OECD) 等

自由主義型と普遍主義型では所得の再分配の違いから所得格差の違いが際立っている。貧困率も同様である。所得の再分配が所得の再分配がしっかり行われている。

相対的貧困率の国際比較



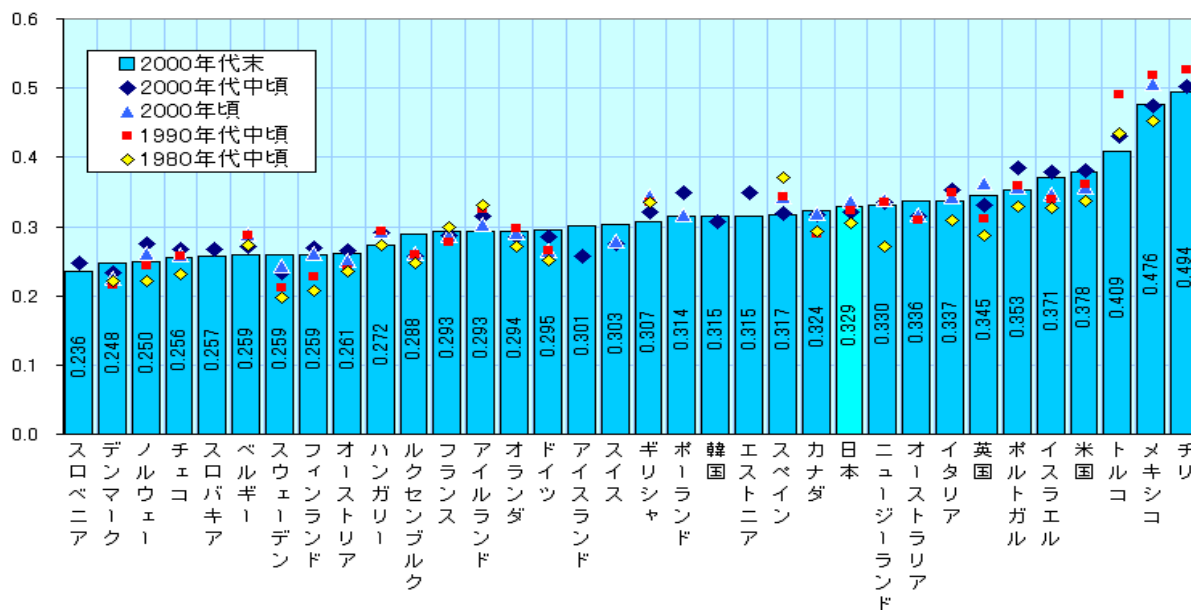
(参考) 相対的貧困率と年齢別賃金格差の相関(2000年頃)



(注) 相対的貧困率はOECD(2008.10) "Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries"による。

(資料) (独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2009」

所得格差の国際比較 (OECD諸国)



(注) 世帯員数で調整された世帯可処分所得(年金収入等の社会保障給付を含み税・社会保険料を含まない)のジニ係数。国の並びは2000年代末のジニ係数(数値表示)の低い順。ジニ係数は0が完全平等、1が完全不平等をあらわす格差指数。2000年代末は2008年。ただし日本は2006年、デンマーク、ハンガリー、トルコは2007年、チリは2009年。

(資料) OECD Factbook 2011-12

エスピン=アンデルセンによる分類

福祉レジーム	社会民主主義	自由主義	保守主義
モデル国家	スウェーデン	アメリカ	ドイツ、イタリア
モデル国家群	北ヨーロッパ諸国	アングロサクソン諸国	大陸ヨーロッパ諸国
脱家族化	高位	中位	低位
主たる政策目標 ^[17]	所得平等および雇用拡大	租税軽減および雇用拡大	所得平等および租税軽減
犠牲となる政策目標	租税軽減	所得平等	雇用拡大
主たる福祉供給源	政府	市場	家族
典型的な福祉政策	サービス給付	減税	所得移転
支配的なイデオロギー	ネオ・コーポラティズム	ネオ・リベラリズム	コーポラティズム
企業競争	(完全雇用のため) 大企業優先	大企業と自営業は対等	(世襲維持のため) 自営業優先
労働市場の規制	同一労働同一賃金	原則としてなし	大企業や公務員を優遇、早期退職の勧奨

賃金の硬直性	上方硬直性および下方硬直性	なし	下方硬直性
雇用のフレキシビリティ	高位	最高位	低位
典型的な景気対策	福祉部門の公務員の増員	公定歩合の引き下げ	公共事業
労働参加率	最高位	高位	低位

まとめ表

表1-2 ヨーロッパ資本主義の多様性		
	特徴	対象国
自由主義的国家	個人の収入を審査して福祉を給付。全員への福祉給付はしない。社会保障費の受け取りは少額。個人の自己資金による福祉設計を公的福祉が補完	アメリカ、カナダ、豪州 サッチャー時代の英国
集団帰属主義的福祉国家	社会保障費の受け取りを法の規定で確約。公的福祉制度が教会などの「社会的パートナー」による福祉と合体していることが多い	ドイツ、フランス、イタリア、オーストリア
自由放任型だが集団帰属主義に傾斜	本来の社会原理は自由主義型。だが'97年以降、労働党政権下で集団帰属主義的国家へ傾斜	'97年以降の英国
社会民主主義的国家	全員への福祉給付原則を採用。高水準の福祉。社会的改革を政府が目標として強調。個人の収入の多寡と今後の収入増加見通しによって福祉給付の水準を段階的に決定	北欧諸国 サッチャー政権以前の英国

出典：John Grahl, "Social Europe" and the Governace of Labour Relations' in Graham Thompson, editor, Ibidを参考に福島が作成

3、各国の社会保障

表 日本、アメリカ、スウェーデンの社会保障制度
(年金・医療・介護)の比較

年金	タイプ	給付	給付の対象	給付の水準	アメリカ	日本	スウェーデン
					低福祉・低負担 所得比例のみ	中福祉・中負担 基礎年金/所得比例	高福祉・高負担 最低保証年金+所得比例
年金	負担	給付の水準	皆年金? 給付開始年齢 所得代替率	×(一定収入以下の自営、無業者) 65.5→67へ引上げ中 51.0%(OECDで低)	○?(未納者の増加) 60→65へ引上げ中 最終的に50.8%(OECDで低)	○(所得比例適用外、低額の者は最低保証年金) 65 68.2%(OECDで高)	
		自助=個人年金		8割近くが私的年金に加入(特に401Kなどの確定拠出型の伸びが高い)			
		共助=社会保険	皆保険? 保険料率 必要年数	×(一定収入以下の自営、無業者) 12.4%(折半) 10年(給付額は加入期間とは無関係)	○?(未納者の増加) 毎年0.354%引上げ→18.3%(折半) 基礎年金受給必要年数25年、40年で満額支給	×(無業者) 17.21%(折半) 最低保証年金の受給資格:3年の居住、満額40年	
医療	公助=税負担	公助の対象	×	基礎年金:1/3→1/2	最低保証年金は全額税方式		
		自助=自己負担、民間保険		メディケイド(低所得者医療):無料 メディケア(高齢者医療):一定額まで自己負担、その後2(～5割)負担 全人口の2/3はその雇用主を通じて民間保険加入	3割(2割、1割)負担	一定の自己負担	
		共助=社会保険	皆保険?	×	○ 市町村国保、政管健保、組合健保、共済、後期高齢者医療	- (税方式)	
介護	公助=税負担	公助の対象	メディケア メディケイド	市町村国保:43% 政管健保:13.0% 組合健保:定額	医療は果(ランスティング)による公営(自己負担以外は税負担)		
		自助=自己負担		○ 公的制度は基本的にない 一部メディケアで対応	1割負担	1割程度負担	
		共助=社会保険		×	65歳以上すべてをカバー 40～64歳保険料負担、平均4000円	- (税方式)	
介護	公助=税負担	公助の対象	×	税負担50%(保険料負担50%)	介護は市(コミュニティ)による公営(自己負担以外は税負担)		

(1)アメリカ

年金

- ・連邦政府が運営する老齢・遺族・障害年金がある
- ・被用者と一定の所得以上の自営業者は強制適用
- ・無職者は非加入
- ・財源は社会保障税(労使折半)

医療

- ・民間保険が基本。
- ・公的制度は高齢者向けメディケアと低所得者向けのメディケイド。
- ・メディケア:老齢・障害年金受給者や慢性腎臓病患者などが対象
- ・メディケイド:低所得者が対象
- ・全国民を対象とする公的保障制度がないため、民間保険がその役割を果たしている
- ・多くの低所得者が非加入。
- ・自己責任

(2) スウェーデン

年金

- ・ 所得比例年金を基本とし、現役時代の低・無所得者に対して保証年金を提供。所得比例年金の財源は社会保険料のみ。保証年金の財源は全額国庫負担。

医療

- ・ 医療サービスを主な事業とする地方自治体（県）が基本的に提供。
- ・ 医療費もほぼ無料(1回あたり2500円程度の初診料のみ)

(3) イギリス

年金

- ・ 自営業を含む一般国民を対象とする基礎年金と一般被用者のみを対象とする2階部分。
- ・ 社会保険方式・賦課方式によって運営
- ・ 最低所得額以上の所得がある16歳以上の者は強制加入

医療

- ・ 税方式の国民保険サービス（NHS）が全国民に提供されている
- ・ 原則として医療費は無料（薬剤費、歯科診療費は一部有料）
- ・ 財源の約8割は租税、残りは国民保険（全国民加入）制度からと患者の一部負担で賄われる

(4) ドイツ

年金

- ・ 一定以上の所得のある被用者は強制加入
- ・ 一定範囲の自営業者、無職者は任意加入
- ・ 社会保険方式・賦課方式で運営

医療

- ・ 一般制度：公務員などの雇用者、年金受給者、学生などが対象
- ・ 農業者疾病保険制度：自営農業者が対象
- ・ 疾病金庫を保険者として当事者自治の原則のもとに運営。

(5) 日本

年金

- ・ 1階部分である基礎年金は社会保険料と税が1/2ずつ。
- ・ 2階部分である厚生年金、共済年金は保険料（労使折半）が基本であるが、国庫補助あり。

医療

- ・ 健保組合、協会けんぽ、国保が社会保険料（労使折半）を徴収。国庫補助あり。

医療保険制度の国際比較

	日本(2011)	ドイツ(2010)	フランス(2010)	スウェーデン(2009)	イギリス(2010)	アメリカ(2011)
制度の類型	社会保険方式 ※国民皆保険 ※職域保険及び地域保険	社会保険方式 ※国民の9割が加入。 ※被用者は職域もしくは地域ごとに公的医療保険に加入。自営業者は任意加入。 ※強制適用の対象でない者に対しては民間保険への加入が義務付けられており、事実上の国民皆保険。	社会保険方式 ※国民皆保険 ※職域ごとに被用者保険制度、自営業者保険制度等に加え。(加入できない者: 普遍的医療給付という任意の保険制度が適用。)	税方式による公営の保健サービス ※全居住者を対象 ※ランディング(島)が提供主体	税方式による公営の国民保健サービス(NHS) ※全居住者を対象	社会保険方式(メディケア) ※65歳以上の高齢者等が対象 ※国民皆保険になっていない
自己負担	3割 義務教育就学前 2割 70歳~74歳 2割 (平成24年3月までは1割) (現役並み所得者は3割) 75歳以上 1割 (現役並み所得者は3割)	・外来: 同一疾病につき半期ごとに102ユーロの診察料(紹介状持参等は無料) ・入院: 1日につき102ユーロ(年20日を限度) ・薬剤: 10%定率負担(負担額の上限02ユーロ、下限62ユーロ)	・外来: 30% ・入院: 20% ・薬剤: 35% (抗がん剤等の代替薬のない高価な医薬品は0%。貴薬等は65%。ビタミン剤や強壮剤は100%) ※償還制であり、一旦窓口で全額を支払う必要あり。 ※自己負担分を補填する補足医療保険が発達している。(共済組合形式、国民の8割が加入) ※上記の定率負担のほか、外来診療負担金(1日1ユーロ、隔年で50ユーロが上限)、入院定額負担金(1日18ユーロ、精神科は1350ユーロ)があり、これについては補足医療保険による償還が禁止されている。	・入院: 日額上限80クローナの範囲内でランディングが独自に設定 ・外来: ランディングが独自に設定 プライマリケアの場合の自己負担は、1回100~200クローナ ・薬剤: 全国一律の自己負担額 900クローナまでは全額自己負担	原則自己負担なし ※歯科治療や薬剤の一部負担あり	・入院(パートA)(強制加入) 入院から60日 : \$1100まで自己負担 61日~90日 : \$275/日 91日~150日 : \$550/日 151日~ : 全額負担 ・外来(パートB)(任意加入) 年間\$155+医療費の20% ・薬剤(パートD)(任意加入) \$310まで: 全額自己負担 \$310~\$2840: 25%負担 \$2840~\$6448: 全額自己負担 \$6448~: 5%負担
財源	保険料 報酬の9.50% (労使折半) ※協会けんぽの場合	報酬の15.5% 本人 : 8.2% 事業主 : 7.3% ※全被保険者共通 ※自営業者: 本人全額負担	資金総額の13.85% 本人 : 0.75% 事業主 : 13.1%	なし	なし ※ NHS費用の約20%は、退職年金等の現金給付に充てられる国民保険の保険料から充たされている。	入院(パートA)給与の2.9% (労使折半) ※自営業者: 本人全額負担 外来(パートB)月約15ドル(全額本人負担) 薬剤(パートD)月約41ドル(全額本人負担)
	国庫負担 給付費等の16.4% ※協会けんぽの場合	原則国庫負担はないが、以下の費用について、税財源による連邦補助が行われている。(医療費支出総額の約2.5%) ・失業給付の受給者の保険料及び患者一部負担 ・農業者疾病保険の高齢者の保険料	原則国庫負担はないが、医療、年金等の財源として、一般社会拠出金(目的税)からの充出あり。(税率: 資金所得の7.5%、うち医療分5.29%) ※被用者保険制度の財源内訳(2008) ・保険料 約56% ・一般社会拠出金 約37% ・その他の目的税(タバコ、酒等) 約5%	原則なし ※ランディングの徴収(住民所得税等)と患者の自己負担額で賄っている。 ※わずかであるが、国からの一般交付税 補助金あり。	租税を財源としている。	入院(パートA)なし 外来(パートB) 費用の約7.5% 薬剤(パートD) 費用の約7.5%

年金制度の国際比較

(平成22年7月作成)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 国民年金 厚生年金保険 共済年金 全居住者	1階建て 老齢・遺族・障害保険 被用者及び自営業者	2階建て 基礎年金 国民年金 個人年金 被用者及び自営業者	1階建て 基礎年金 国民年金 個人年金 被用者及び自営業者	1階建て 基礎年金 一般制度 特別制度 被用者及び自営業者	1階建て 基礎年金 所得比例年金 被用者及び自営業者
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職制に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率(2008年)	(一般被用者) 厚生年金保険: 15.704% (2008.9~、労使折半) ※第1号被保険者は月額2070.4~、月額あたり15,100円	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人: 11.0% 事業主: 12.8% ※ 保険料は別記、関与関係等の制約に依存	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人: 6.75% 事業主: 9.9%	17.21% 本人: 7.0% 事業主: 10.21% ※ その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主からかかる(被用者年金とは別制度)
支給開始年齢(2008年)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金保険: 60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引き上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引き上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 支給は2010年から2020年にかけて6歳引上げ ※ さらに2024年から2040年にかけて男女ともに6歳から68歳に引上げ	65歳 ※ 2012年から2020年までに67歳に引き上げ	60歳	61歳以降本人が選択した。60歳以上の労働者には65歳
年金受給のために必要とされる加入期間	25年	40加入四半期(10年相当)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保険年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	なし	原則なし	給付費の26.4% (2008年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等 より約25.7% (2008年)	保険年金部分

資料出所: Social Security Programs Throughout the World: Europe, 2008 / The Americas, 2009
・ National Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
・ 基礎年金の保険料率: ①イギリス ②ドイツ ③スウェーデン ④フランス ⑤アメリカ (東京大学社会科学部) ほか

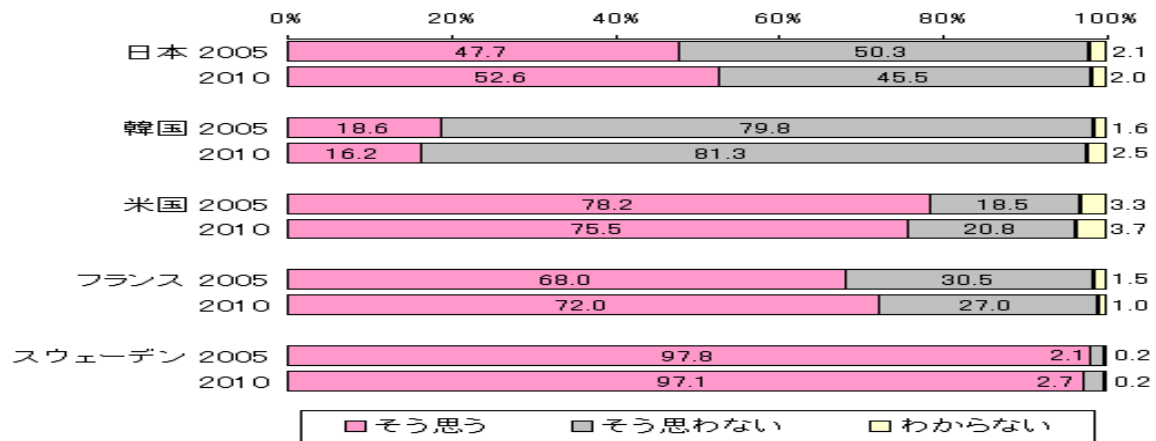
*スウェーデンの社会保障一般

小学校から大学院まで、教育費はすべて国が負担、年金制度も磐石で、貯金がなくても老後の生活の心配はなく、自殺率は日本の半分、高福祉社会

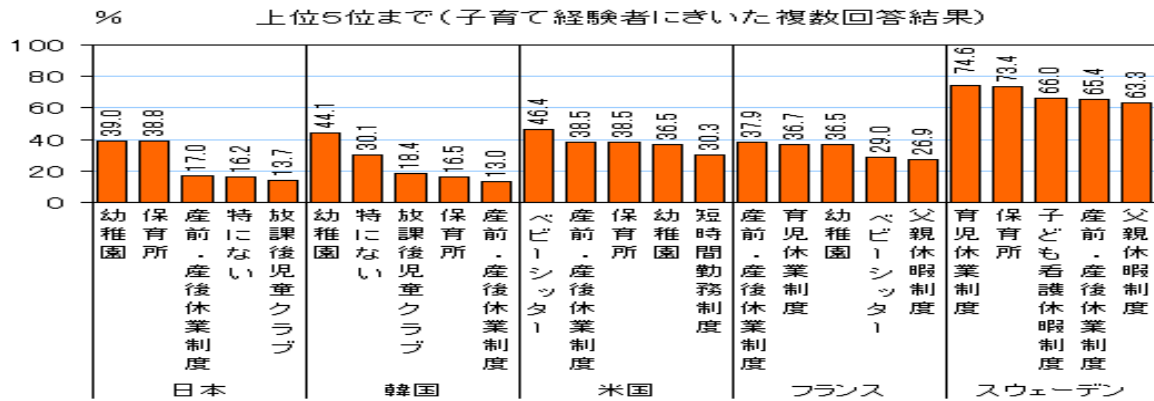
□児童・女性の生活保障

- 保育所は朝7時から夕方6時まで
女性の社会進出を保障するために保育所が朝の7時から夕方6時まで就学前の子ども全員が入れる。
- 両親保険（育児休暇）制度は450日間
スウェーデンの育児休暇は全部で450日間あります。休んでいる間の賃金保障ですが、360日間は給料の80%の手当金が支給され、残りの90日間は日額60クローネ（約1,000円）が支給される。
- 看護休暇制度
これは12歳未満の子どもが病気になったとき、仕事を休める制度である。
- 児童手当金制度
これは義務教育が終了する16歳までに一律に支給される制度である。支給額は子どもが1人の場合が月額12,000円、2人の場合24,000円、3人の場合が39,200円、4人の場合が60,800円、5人だと84,800円支給される。16歳を過ぎても高校在籍者は「教育手当金」として継続支給される。
- 住宅手当
住宅手当は子どもが成人に達する18歳まで支給されます。

子どもを生み育てやすい国かどうか

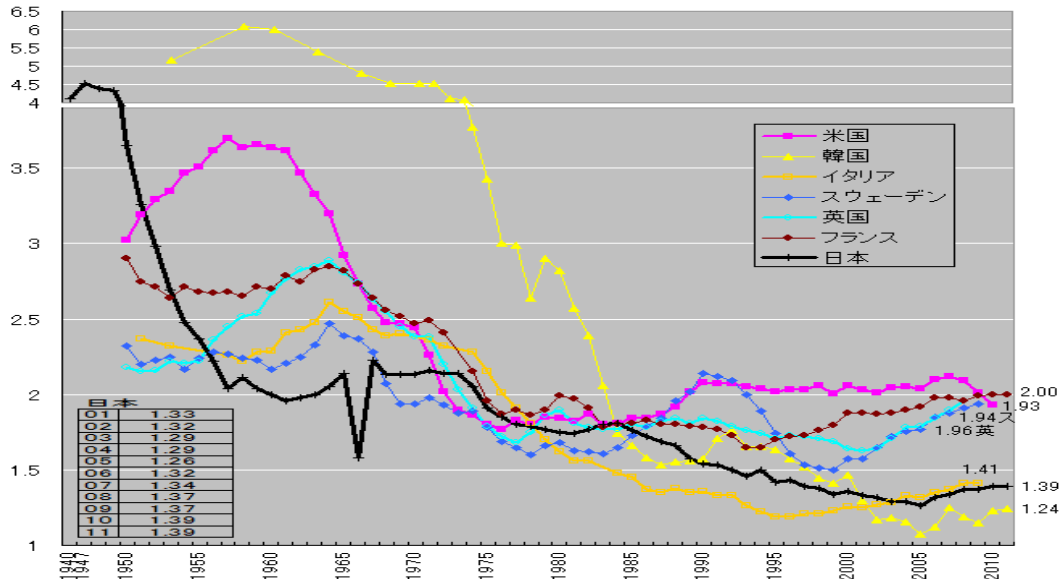


子育てにあたって利用した制度(2010年)



(注) 調査対象は各国20～49歳男女約1000人。ベビーシッターには保育ママを含む。
 (資料) 内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」(各年10～12月調査)

合計特殊出生率の推移(日本及び諸外国)



(注) 合計特殊出生率は女性の年齢別出生率を合計した値。数字は各国最新年次。日本11年概数。
 (資料) 厚生労働省「平成19年度人口動態統計特殊報告」「人口動態統計」(日本全年、その他最新年)
 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2010」、Korea National Statistics Office

*アメリカ=1.93 スウェーデン=1.94

□成人の生活保障

- 年次有給休暇制度は5週間

年休は年間5週間とることができ、一括して与えること、本人の同意なしで雇用主が勝手に分割することができないよう制度で定められている。

- 暮らしと労働

法定労働時間は週 40 時間で、残業はほとんどない。労働時間は 40 時間が基本で、看護職は 38 時間、在宅サービス従事者は 35 時間と決められている。

また、車椅子の障害者や高齢者は県営のリフト付きマイクロバスやタクシーが運行されている。

- グループホーム

グループホームは少人数の共同生活空間である。重度痴呆者が対象になっています。軽度・中度は在宅で対応することになっている。

- ナーシングホーム

ナーシングホームはホスピスに似た機能を持っており、病院と個人宅の中間的存在になっている。

- 在宅サービス

スウェーデンの高齢者福祉サービスの中心が在宅サービスであるが、これを担う職員総数が 23 万人となっている。日本の人口比でいうと全国で 322 万人、山形県に 3 万人の在宅部門で働く人がいる勘定になる。

具体的にスウェーデン人の各層の家計をみてみると次のようになる。

(1) 独居高齢者のモデル

最初に独り暮らしの高齢女性の場合ですが、所得税を差し引いた年金収入に住宅手当金を加えて約 11 万 8 千円万円の収入になっています。支出は生活費・住宅費・交通費で 11 万 2 千円の支出ということで残金 5 千円になる。

(2) 大学生のモデル

次に独居の大学生の場合ですが、返済不要の奨学金が 3 万円、教育ローンが 8 万円で 11 万円が収入です。食費・諸経費・住宅費・衣服・交通費・衛生費併せて 10 万円の支出で 1 万円は残る。

(3) 典型的夫婦モデル

次が典型的なスウェーデン一家の例ということで、賃貸マンションで暮らす子ども二人がいる夫婦の場合である。月収が夫婦で 65 万円、24 万円が所得税で引かれ児童手当金が 2 万円支給され合計収入が 43 万円である。支出が生活費 15 万円、住宅費 9 万円、保育料 5 万円、車の経費が 5 万円、交通費 6 千円で支出合計

35万円ということで、この一家の場合は月8万円ほど黒字になる。年間で約100万近い蓄えができるが、これがバカンス費用になる。

家計簿に貯金・教育費・医療費・保険の項目がない。独り暮らしの人なんかもう少しためておいた方がいいんじゃないかと、日本人の感覚からすればいいたくなりますが、生活の医療・福祉といった基本的な生活保障は充実しているのでそういう心配はない。

4、国際比較

①満足度、幸福度調査

幸福度のアンケート結果があるが、アメリカやスウェーデンは良い結果が出ているのに対し日本は下位に属している

【統計】世界各国の幸福度調査【OECD調べ】

1 オーストラリア	11 フィンランド	21 日本
2 ノルウェー	12 イギリス	22 イタリア
3 アメリカ	13 アイスランド	23 チェコ
4 スウェーデン	14 ベルギー	24 韓国
5 デンマーク	15 アイルランド	25 イスラエル
6 カナダ	16 オーストリア	26 スロバキア
7 スイス	17 ドイツ	27 ポーランド
8 オランダ	18 フランス	28 ギリシャ
9 ニュージーランド	19 スペイン	29 ポルトガル
10 ルクセンブルク	20 スロベニア	30 ハンガリー

メルボルン・マーサーグローバル年金指標
総合指標によるランキング結果一覧

国名	総合指標	十分性	持続可能性	インテグリティ
1 オランダ	77.9	75.9	70.8	91.4
2 オーストラリア	75.0	73.6	71.4	82.4
3 スイス	72.7	70.4	67.7	83.5
4 スウェーデン	72.0	65.6	73.6	79.9
5 カナダ	69.1	74.1	55.8	79.7
6 英国	65.7	67.8	49.8	84.5
7 チリ	64.9	53.1	67.8	79.8
8 ポーランド	58.6	64.3	40.7	74.5
9 ブラジル	58.4	71.0	27.3	81.7
10 アメリカ	58.1	58.7	54.4	62.5
11 シンガポール	56.7	41.9	60.9	74.5
12 フランス	54.4	73.6	30.7	56.8
13 ドイツ	54.2	63.5	36.4	64.4
14 日本	43.9	44.1	28.4	65.2
15 インド	43.4	37.3	39.4	58.8
16 中国	42.5	48.1	30.6	50.1

②生活環境

年金や子育て、将来についての不安のアンケート調査を見てもアメリカやスウェーデンに比べ日本はあまりよくない。

表2 各国の家計消費における教育費の割合(2001年)

国名(通貨・単位)	教育費	家計消費全体	教育費の割合 (%)	(参考) 租税負担率* (%) (2000年)
オーストラリア(AU\$・100万)(2000年)	9,379.0	402,685.0	2.33	45.5
デンマーク(DMクローネ・100万)	4,750.0	615,373.0	0.77	69.0
フィンランド(ユーロ・100万)	309.0	64,867.0	0.48	49.4
フランス(ユーロ・100万)	4,930.0	797,584.0	0.62	39.8
ドイツ(ユーロ・100万)	8,420.0	1,191,300.0	0.71	31.2
日本(円・10億)	6,179.7	280,049.6	2.21	23.2
韓国(ウォン・10億)	15,425.4	320,350.9	4.82	29.3
スウェーデン(SWクローネ・100万)	2,194.0	1,037,011.0	0.21	54.4
イギリス(£・100万)	10,012.0	631,010.0	1.59	41.1
アメリカ合衆国(\$・10億)	174.9	6,987.0	2.50	26.2(1997年)

(出典) National Accounts of OECD Countries, 2003 により作成

将来について、どう感じているか(%)

国名	「非常に安心」「やや安心」	「非常に不安」「やや不安」
インド	79	21
中国	78	22
オーストラリア	73	27
カナダ	66	34
オランダ	61	39
ドイツ	54	46
ブラジル	54	46
スウェーデン	52	48
イギリス	45	55
トルコ	44	56
米国	44	56
メキシコ	40	60
アルゼンチン	36	64
韓国	35	65
ベルギー	35	65
イタリア	34	66
ポーランド	33	67
ハンガリー	30	70
スペイン	30	70
ロシア	28	72
チェコ	25	75
フランス	21	79
日本	14	86

(世論調査会社 I P S O S の報道発表から作成)

③税率

国名	法人所得 税	その他 (法人 住民税 等)	法定実効 税率 (合計税 率)
イギリス	28	0	28%
フランス	34.43	0	34.43%
ドイツ	15.825	14.35	30.18%
スウェーデン	28	0	28%
アメリカ	32.7	6.55	39.25%
日本	27.98	11.56	39.54%

国名	消費税 率(%)	食料品の消費税 率(%)
イギリス	17.5	0
フランス	19.6	5.5
ドイツ	17	6
スウェーデン	25	12
アメリカ	※	※
日本	5	5

※アメリカは消費税は無く、州ごとに小売売上税
というのを定めている。

世界の国々の所得税率比較表(最高税率)

国名	所得税率(%)
イギリス	50
ドイツ	45.475
スウェーデン	56.5
アメリカ	47.696
日本	50

④経済

経済成長率に関して、日本はここ 10 年間 1%を切る成長にとどまっているにもかかわらず、アメリカとスウェーデンは 2%超の成長率を維持している。国際競争力はアメリカが5位、スウェーデンが3位とどちらとも強い経済を誇っている。

国際競争力

順位	国名	総合スコア	Basic requirements		Efficiency enhancers		Innovation and sophistication factors	
			順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
			順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
1	スイス	5.74	3	6.18	2	5.53	1	5.79
2	シンガポール	5.63	1	6.33	1	5.58	11	5.23
3	スウェーデン	5.61	4	6.06	7	5.33	2	5.79
4	フィンランド	5.47	5	6.02	10	5.19	4	5.56
5	アメリカ	5.43	36	5.21	3	5.49	6	5.46
6	ドイツ	5.41	11	5.83	13	5.18	5	5.53
7	オランダ	5.41	7	5.88	8	5.29	9	5.30
8	デンマーク	5.40	8	5.86	9	5.27	8	5.31
9	日本	5.40	28	5.40	11	5.19	3	5.75
10	イギリス	5.39	21	5.60	5	5.43	12	5.17

5、福祉をめぐる議論

ここまで見てきたのは、大きな政府の典型例であるスウェーデンと小さな政府の典型例であるアメリカと、そしてどちらともいえない日本との比較である。ここで重要なことはアメリカとスウェーデンの幸福度、経済、将来、などが日本より良いということである。つまり幸せという観点から見れば社会の仕組みが違う国同士が、日本よりも優れている。また面白いことにそれらがほぼ同じような結果になっているのだ。ここではじめのところに戻ると、資本主義も社会主義も幸せや繁栄を求めている点では同じであるが、その手段が違うということである。ここに当てはめてみると、アメリカもスウェーデンも

幸せや繁栄という観点から見れば同じような結果が出ている。

そこでこれから見ていくことは、そもそもとして両国家が、言い換えると大きな政府と小さな政府が取っている手段に正当性、があるのかということである。なぜなら結果が似たようなものであるならば、その手段自体に正当性があるのかを考えていかなければならないからだ。そこで過去から現在に至るまでに福祉について様々な議論がなされてきた。このことについて歴史順に見ていくことにする。

①アダム＝スミス(1723～90年)

- ・福祉とは人びとの生活の豊かさである。
- ・福祉については、公的機関によってやる必要はなく、自由市場に任せておくのがいい。
- 自由放任が神のみえざる手によって福祉を向上させる。
- ・政府の役割は「国防」「正義」「特定の公共事業、公共機関」の3つ。
- ・公共の福祉を推進する根本原理(人間が誰も本来持っている自己の境遇を改善しようとする欲求)が強力に作動するためには社会的基盤が必要である。そのためには自由市場をつくり皆がすべてのサービスにありつけるようにする必要がある。

②エッジワース(1845～1926年)

- ・最大多数の最大幸福に基づく福祉を主張した。
- 高い快樂需要能力をもつ少数の人たちに多くの分配分を与えるときの方が、全員にたとえ等しくても少量の分配分を与える時以上の幸福を、社会全体として得る可能性がある。
- 例えば、年収が200万円の人と、2000万円の人が100万円を貰った時の快樂の度合いは違う。
- この考えは累進課税を正当化する。
- ・最小擬制説
- それぞれの納税者が課税により社会全体の不効用が最小となること、つまり課税後の社会の効用が最大になるということである。
- ・最大幸福化を求める功利主義が政治の原則として適切であると述べている。

③ピグー(1877～1959年)

○厚生経済学の創設者。厚生経済学とは経済的厚生もしくは経済的福祉の最大化を基準にして、経済機構や経済政策の成果の良否を判断したり、その改善の方法を見いだすことを課題とする規範的経済学。

- ・経済政策の目的は厚生(福祉)の増大である。
- ・厚生的位置づけは目的としての善であった。

→善には2種類ある

I 目的としての善・・・それ自体として良いもの。ex) 幸福、愛、誠実など。

Ⅱ手段としての善・・・それ自体として良いものではないが、そのもたらす結果がⅠを促すことで、間接的に善性を帯びるもの。これは道具にすぎないので、良いか悪いかは結果次第である。ex) お金、市場など。

・経済的厚生は「富の増大」「分配の平等」「景気の安定」によって高められる。(ピグーの3命題と呼ばれ、順に第1～3命題と呼ばれている)

Ⅰ富の増大・・・政府が経済に介入し資源保護や資本蓄積に関する適切な政策をする必要がある。それには課税や補助金といったものがある。

Ⅱ分配の平等・・・貧富の格差には、年収の不平等と財産の不平等があり、累進的な所得税・相続税が平等を促すとしている。平等化政策は成長を鈍化させるが、これは生産の増加率の若干の低下でしかなく生産の破局ではないとしている。

Ⅲ景気の安定・・・需要管理政策によって景気の変動を除去する必要があるとしている。

④ホブソン(1858～1940年)

・所得分配政策と高賃金論

→不況と失業の原因である所得分配の不平等を是正するために過剰貯蓄や所得に累進的な税を課し、それを貧しい人に再分配されれば社会の消費需要が拡大する。

・賃金の引き上げ

→当時不況時には賃金を下げるのが主張されていたが、社会の大多数の労働者の賃金を上げることで、消費需要の縮小の対策とする。

・経済的厚生を高めるべきであるとともに、労働時間、余暇時間、仕事内容の面からも人間の厚生を増大を主張した。

・資本主義批判

→また社会問題の原因を資本主義の欠陥とみなした。この資本主義の欠陥が、不況や失業を生み出し、人々を貧困化させるとした。

⑤ウェッブ夫妻(夫 1859～1947年、妻 1858～1943年)

・自由主義経済批判

→当時経済の自由化が進めば国民所得が増大するので、労働に対する需要が増大し、貧困はやがて消滅するだろうとされていた。それに対して、貧困問題は自由経済によっては解決しえないとされていた。なぜなら貧困な労働者は、低賃金・不規則雇用に応じて、わずかな欲望しか持たないように適応してしまうからだ。

→高賃金論においては好循環によって賃金は上昇すると考えられているが、低賃金論では次のようにな

るとした。低賃金によっていったん破壊された経済人としての生活スタイルは低水準で固定化され、単純作業に立脚した産業部門の中にはこれを積極的に利用しようとする雇い主が現れるという。

・「ナショナル・ミニマム」

→「ナショナル・ミニマム」とは、「最低賃金，最長労働時間，衛生安全，義務教育」の4つの項目からなる。特に最低賃金は，現在の日本にも存在しているように，労働市場での自由な雇用契約に，一定の枠をはめて，これを規制していこうとする労働政策であった。ナショナル・ミニマムは，ベヴァリッジの「最低生活費保障原則」につながっていく，福祉国家の最も根本的な理念の一つである。

⑥ケインズ(1883～1946年)とベヴァリッジ(1879～1963年)

○この両者は，ケインズの経済学とベヴァリッジの社会保障論の合体によってケインズ-ベヴァリッジ体制というのをつくり上げた。

・ケインズの資本主義批判（「道徳面」と「機能面」）

I 「道徳面」・・・貪欲や高利という品性に欠ける動機を原動力としなければならないこと。内的な団結もなければ強い公共心もなく、しばしば富をもてる者と富を追い求める者とのたんなる集合でしかない。

II 「機能面」・・・完全雇用を提供できないこと。所得の不公正な分配をもたらしてしまうこと。

・ベヴァリッジの社会保障論

→労働者や非労働者を極貧から救うためには、社会保障のネットワークを国民全員に張るということであった。ここでの社会保障とは収入が一時的、永続的に失われた場合や特別の支出がある場合に最低限度の所得が保障される制度である。

・ケインズ-ベヴァリッジ体制

→社会保障によって国民最低限保障(ナショナル・ミニマム)が全国民に確保されれば、新たな消費や投資もでき、有効需要の下支えにもなる。有効需要が増えれば国民所得も改善し、さらに失業が減ることも期待される。こうした相乗効果があるために、両者が互いの理論に賛成しケインズ-ベヴァリッジ体制というのをつくり上げた。

⑦カール=ポランニー(1886～1964年)

・二重運動

→市場の論理には、倒産や失業の危険から企業組織や労働者を保護する論理がないので、市場の自己調整作用に干渉される形で措置が取られる。その結果市場の自己調整作用が混乱をともなったり弱めら

れたりする。そのしわ寄せが不況、失業、企業の倒産といった形で現れる。すると社会はより強力な保護を求めて防衛運動を発動させる。この二重運動のプロセスの中で様々な制度がつくられることになる。

→このことによって生まれた福祉国家は時代遅れのものであるとする。なぜなら危機に対する社会の自己防衛が発動することで出来た仕組みだからである。

- 資本主義批判

→資本主義とは個人を孤立化させ、社会を分断させる悪魔の碾き臼である。

→資本主義のシステムが失業や貧困という不幸を生み出した。

→労働力の商品化と土地の私有化によって近代以前とは質の違う貧困を生み出した。これは土地の所有を資本家に奪われ、工場の労働者として自分の労働力を売ることになった。これは自分の人生を切り売りしているものである。このような資本主義システムが物質的な豊かさを失うとともに、文化や道徳を一層荒廃させる。

- 福祉国家擁護

→「市場からの自由」という考えが含まれた福祉国家を擁護した。

⑧ミュルダール(1898~1987年)

- 福祉国家の形成要因と不可逆性

→福祉国家の形成過程を無計画な展開の計画化としました。それは下からの事後的な計画で、正確にいうと一時的ないし部分的な国家干渉が累積し増大したことで、あとから必要に迫られてつじつま合わせ的に遂行されてきた計画ということである。

→各国に福祉国家をもたらした要因は3つあるという。

I 国際的危機の継起・・・2度の大戦と世界恐慌である。これは各国に保護主義的政策という国家干渉をとらせた

II 市場の組織化・・・経済単位の規模の拡大によって市場は完全競争理論の前提から遠ざかり、市場はその参加者によって意識的に規制されるようになった。それは賃金や労働時間などについて、市場機能の公平性を保つための国家干渉がなされた。

III 民主化の進展・・・相対的貧困者は政治的団結という手段によって再分配政策などの国家干渉を取り付けることに成功した。

→これらの要因は人々の価値判断を変化させることで、福祉国家形成という後戻りできない趨勢をつくりだした。国際的危機に対して、国家が保護主義的な政策をとると、人々は「今度また何か危機的状况に陥ったら、国家に保護してもらおう」と思うようになる。したがって、福祉国家の形成過程とた

んに経済的・政治的事象の変化を意味しているだけではない。その背後には人々の考え方や態度の変化が根本的に重要である。それらは後戻りできない不可逆的な性質をもち、福祉国家の形成過程も不可逆的な性質をもつ。

- 福祉国家の平等主義的政策は政治・社会的のみならず経済的にも好ましい結果をもたらす。福祉世界が実現すれば世界全体で平等と高成長の好循環が可能になる。それには保護主義の一環として、関税の二重の道徳的水準を設定する必要がある。

◎ハイエク(1899~1992年)

- 社会主義に対する幻滅感

→社会主義的生産組織の生産性が、私企業よりもはるかに劣った。

→社会主義的組織が、より大きな社会正義ではなく、新たな専制と一層深刻な階層秩序をもたらした。

→社会主義的組織では個人的自由が保障されない。

→社会主義や全体主義の問題は、特定の目的のために社会を計画的に動かす思想であるといること。そもそも資本主義は個人の享受できる自由を拡大していくのに対し、社会主義はその範囲を狭めていくものでしかない。平等という概念も、民主主義は自由において平等を求めようとするのに、社会主義は統制と隷属において平等を達成するのである。経済の統制は全生活の統制につながる。経済を統制する権力は無制限の権力になり、経済統制は職業選択の自由をも奪うということである。

- 中庸批判「市場さもなくば隷従」

→自由競争と単一計画のミックスによる中庸の考えがあるが、真の自由主義には中庸はあり得ないとする。なぜなら一つの問題を解決しようとするときどちらかを選ばざるを得ない性質の原理であり、まぜこぜに使うとどちらも機能しなくなり、ずっと一方だけを使った場合よりも悪い結果しか生まないからである。福祉国家もいずれ全体主義に陥る。

- 計画化は逆方向に機能する可能性がある。

→集産主義は人々を幸せにする社会を政府が作るというシステムである。能力もあり、慈悲にあふれるリーダーがいればよいが、リーダーがヒトラーのような人間であったなら、多くの悲惨なことが起こるであろうし、実際に起きた。これが集産主義の怖さである。

- 社会主義に代わる福祉国家

→社会主義勢力は衰退していったが、社会正義に基づく福祉国家建設の方が容易であることが認識されるようになった。

→福祉国家の概念は明確な意味や体系を持っていないので気付かないうちに自由主義とは両立しえない要素が入り込み、自由社会にとって潜在的な脅威となる。これは社会正義や公共の利益の名のもとに良いとされる福祉政策は容易に膨張していき、財政赤字の拡大や、国家権力の拡大による自由の侵害

が起こる。

*とはいえ、すべての福祉政策を否定してはいたわけではない。それは貧困者、不運な者、身体障害者などに対しては最低限のセーフティーネットを提供することは、自由を制限することなく、また奉仕活動の生活水準は経済成長とともに増加するとしている。そのための課税は累進制ではなく税率が一定の比例課税であるべきとしている。

・良き社会と福祉国家批判

→良き社会とは、個人が自らの目的のために自分自身の知識を自由に用いることができる「偉大な社会」を指す。この自由社会における一般福祉とは政府にとって未知である諸個人の目的の追求のために便宜を図ることであり、自生的秩序としての市場秩序の存続のための諸条件を整えることになる。

→多様な目的すべての相対的重要性に関して合意が得られるのであれば、ルールは必要ないが、互いに相手をほとんど知らない「偉大な社会」においては各自の相対的重要性に関する合意、すなわち何が「社会正義」であるかについての合意がない。そのような社会においては特定の結果の達成を目指すのではなく、諸個人の多様な目的の追求を助けるための諸条件を整備することである。

→このような意味では福祉国家の社会制度は諸個人の自由な目的の追求を妨げるものであり、国民の国家に対する無責任を助長し、人々が何をするかを国家から命令される社会をもたらす恐れがある。

⑩ミルトン＝フリードマン(1912～2006年)

・福祉国家批判

→福祉国家の支出が増大することについては、そもそも福祉国家プログラムの決定・運営においては、関係者である選挙民・議員・官僚がいずれも自分の利益のために誰かのお金を使うたぐいの選択をおこなうことになるのだという。結果として福祉政策による支出額は爆発的に増大し、その負担は国民一人一人に押し掛かることになる。

→福祉国家は家族の絆を弱め、自分で働き、自分で貯蓄し、自分で新しい工夫をしようとする人々にさせる誘因を減少させてきた。

→それとともに自由をいっそう制限してきた。

・政府の役割

→政府は自由を保障することにその役割をもとめることができる。そのために市場を通じた経済活動の組織化の前提条件、いわば「ゲームのルール化」を整備することと、市場を通じても達成できるかもしれないが莫大な費用がかかることをやる必要があるとしている。前者は法と秩序の維持、財産権の定義の明確化とその権利の解釈・施行などである。後者は独占をはじめとする市場の不完全性や近隣効果への対処などである。

→これ以外の政府の様々な介入的な政策は、すべて不適切なものとされるわけである。税制については累進課税は望ましくなく、均一率の課税が最良であるとしている。

・社会福祉論

- まず、すべての福祉プログラムを解体すること、そして負の所得税の導入である。これは課税最低所得以下の人に最低所得との差額の一定率を政府が支払うものである。たとえば最低所得を300万円とし、あるフリーターの所得が180万円だとすると、その差額の（たとえば）50%の60万円を政府が支給する。これなら最賃を規制しなくても最低保障ができるし、働けば必ず所得が増えるのでインセンティブも失われない。この仕組みは簡素で巨大な官僚機構を必要としないことに意味がある。
- またフリードマンは最低賃金も否定しているが、負の所得税があれば最低限の生活は保障される。

・良き社会

- ニュートンからシュヴァイツァーに至る、芸術、文化、科学、工業の歴史的偉人のうちどれ一人として、政府の指令に応じて人類の知識と理解力・文学・技術的可能性、あるいは人類の悲惨の救済に新しいフロンティアを開いた人はいない。これらの人々の偉業は個人の天性の、強固に把持された少数意見の、そして多様性と不一致を許容する社会的風土の産物であった。多様な人々の自発的な創意に基づく活動が社会を進歩させ、人々の暮らし向きをよくさせる。人間が多様であるという前提から一人一人みずからの人生を選択できるような制度や仕組みをつくること、これが良き社会の条件である。

⑪ジョン＝ロールズ(1921～2002年)

・正義論

- それまで倫理学を主に支配してきた功利主義に代わる理論として、民主主義を支える倫理的価値判断の源泉としての「正義」を中心に据えた理論を展開した。
- 社会契約説を範にとってこの正義の原理を導出していく。まず正義の根拠を、自由かつ合理的な人々が、彼が「原初状態」と名付けた状態におかれる際に合意するであろう諸原理に求めた。この「原初状態」とは、集団の中の構成員が彼の言う「無知のヴェール」に覆われた、すなわち自分と他者の能力や立場に関する知識は全く持っていない状態である。このような状態で人は、他者に対する嫉妬や優越感を持つことなく合理的に選択するであろうと推測され、また誰しも同じ判断を下すことが期待される。そして人は、最悪の状態に陥ることを最大限回避しようとするはずであり、その結果次の二つの正義に関する原理が導き出されるとした。

第一原理・・・各人は基本的自由に対する平等の権利をもつべきである。その基本的自由は、他の人々の同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない。

第二原理・・・社会的・経済的不平等は次の二条件を満たすものでなければならない。1.公正な機会の均等という条件のもとで、すべての人に開かれている職務や地位に付随するものでしかないこと。（機会均等原理）2.それらの不平等がもっとも不遇な立場にある人の利益を最大にすること。（格差原理）

- 第一原理は自由に関する原理である。彼は他者の自由を侵害しない限りにおいて自由は許容されるべ

きと説き、基本的自由の権利はあらゆる人に平等に分配されねばならないとした。

→第二原理の 1.は機会均等原理と呼ばれ、機会の平等を確保する一方であるが、同じ条件下で生じた不平等は許容されるというものである。2.は、格差原理とも呼ばれるものである。彼は社会的格差の存在そのものは是認しつつも、そこに一定の制度的枠組みを設けることが必要と考えた。

→以上のような考えの下累進課税や最低所得保障といった所得再分配を擁護し、完全雇用の実現など福祉国家による積極的な平等主義的政策を支持するものであった。

⑫ロバート＝ノージック(1938～2002年)

・国家の正当性

→人間個人がそれぞれに権利を持っていて、いかなる人や集団であっても個人の権利を侵害せずにはおこなえないことがあるということを前提としている。そのうえで治安、司法、国防の3つの役割に限定される最小国家は正当であるけれども、それ以外のいかなる役割を持つ国家であっても、他人からの強制を受けないという個人の権利を侵害するので不当である。

→現実の国家が行う福祉政策は、財の再分配をとまなうので、それによって個人の所有権を侵害している。個人の所有権は何よりも優先され、それを保護する以外の機能を国家は持つべきではない。

・自己所有権

→ノージックの考えの基礎には自己所有権テーゼというのがある。これはすべての人々が自分自身の身体所有者であり、その扱いについて決定する権利を持っていて、本人の意思に反して他人のために使用されてはならないという考え方である。

→この権利の領域は全体の福祉や効率性に優先して存在している。人々が各自の身体所有者であり、他者の身体に対しては自由に扱う権利を持たない。その権利を正当化できるのは権利保有者による同意のみである。

・正義の権原理論

→身体以外の所有権については権原という概念を用いて説明する。ある財に対してその人が権原を持つためには次の2つの方法のいずれかによる。

I すでに財を保有している人からの同意を得て入手すること。

II 誰もそれに対する権原を持たない状態において、自然からそれを専有するに至ること。

→この2つの方法による所有はそれぞれ、「移転の正義」と「獲得の正義」にかなっている。さらに上記の2つの方法によらず所有されてしまったものを補償する「匡正（誤ったものを正しくすること）の正義」という原理を導入することで、すべての所有の問題に解答を与えるルールが完成する。これ以外は不正であるとする。

・福祉国家批判とメタユートピア

- 国家が最小国家の役割を超えて、国家が福祉政策など平等主義的な行動を行うことは、個人の権利を侵害するので不当である。分配の概念についても、本来個人に属するべき財を社会の共有物とみなすのは功利主義のように個人の人格や多様性を無視したものであると批判。
- いかなる社会においても個人の多様性を所与とするならば、いかなる社会体制であっても、それが単一の社会ルールをその成員全体に適用する限り、かならず不満はでてしまう。このような方法ではどのような社会であってもすべての人にとって良き社会（＝ユートピア）は成立しえない。
- これに対し、単一のユートピアは不可能でも、ユートピアの枠（メタ・ユートピア）をつくることはできる。そしてその枠こそが最小国家であるとする。
- つまり、参入と退出の自由を確保したうえで、各個人が自らの理想とする社会ルールを持つ共同体を選択して参加していけば、それぞれその社会を理想的と考える人々のみによって構成された複数の共同体が成立するとしている。このことによって、最低限の満たすべきルールの上で、各個人の同意に基づいた多様な共同体を許容するような社会こそが、個々人によって異なる善き生の追求を最大限に許容するという意味で、良き社会である。

⑬ エスピン＝アンデルセン

- ・3つの福祉レジーム（社会民主主義、自由主義、保守主義）を類型化
- この福祉レジームは、福祉が生産され、国家・市場・家族の間に分配される総合的なあり方である。
- 1971年の石油危機や1973年のニクソンショックに端を発する低成長時代において、その結果増大する財政負担に耐えられなくなってしまった。1980年以降ではアメリカ、イギリス、日本では新自由主義的政策が採用され、福祉国家後退という危機がすべての先進国で現実化すると思われた。
- しかし現実には国家の形態が多様化していったのであった。その中でスウェーデンなどの北欧諸国は福祉国家の後退が起こらなかった国では市場経済の効率性と発達した社会福祉制度を両立できた。

日本における最近の議論

ここでは小泉改革において改革を主導してきた2人の人物を取り上げることにする。1人は竹中平蔵氏で、現在も市場を重視し、政府の大きさも小さな政府が望ましいと考えている。もう1人が当時、構造改革の急先鋒と言われた中谷巖氏である。当時、彼は新自由主義の景況の下に様々な改革を主張しており政府内でも様々なことをやってきた。しかし、小泉内閣以降の、リーマンショック、格差社会、医療の崩壊をみて、自分の思想を転向させるに至った人物である。実際に彼の著書「資本主義はなぜ自壊したのか」（2008年、集英社インターナショナル）においてこの本を「懺悔の書」としている。この2人の主張を見ていく。

㊦ 竹中平蔵

日本における大きな政府批判

- ・日本のようなお上主導の国で政府を大きくすることはできない。社会保険庁のような官僚機構がいっぱいで

きて、コントロールできなくなる。

- 日本は人口が大すぎる。これも人口が多いのに大きい政府は怖すぎる、何が起るかわからないというのがある。
- 高齢者が多く若者が少ない逆ピラミッド型の人口構成ともいえる社会では、税金を払う人が少なく、医療費や年金にかかる額が増加していく。この状況で大きな政府をつくり、すべての面倒を見るとなると、タックスペイヤー（納税者）とタックスイーター（税金食い）の比率が違い、若者の負担がとんでもなく大きくなってしまう。
- ただでさえ莫大な借金を抱えており、そこで大きな政府は難しい。小泉型での小さな政府でも消費税は12～15%程度になる。そのため、大きな政府や民主党みたいなことをやっていたら30%になる。これは現実的ではない。

③ 中谷巖

資本主義批判と大きな政府擁護

- 資本の増殖を目的としたイデオロギーである資本主義はグローバル資本主義というモンスターへと変貌した。
- 世界経済の不安定化をもたらした。サブプライムローンに端を発する金融危機はわれわれの生活も壊した。
- 所得格差の拡大をもたらした。グローバル化によって生産と消費が分離し、各国政府は格差の是正のための政治的動きは弱められたため不平等が助長された。
- 自由という禁断の果実のため不幸になる。あらゆる制約からの自由によって人間の欲望が解き放たれ、格差はますます増大していく。そのため欲望を抑制する手段が必要である。
- 北欧の福祉国家にならう必要がある。デンマークにおいては解雇されても失業保険が手厚く、無料の職業訓練学校に通える。また徹底した同一労働・同一賃金制度の下、正規と非正規のような労働格差はない。それで労働市場の流動性があり、産業構造の転換が容易になる。このようにすれば大きな政府でも経済を活性化できる。
- 経済の効率、社会の合理化だけを目指すのではなく、本当の幸せを達成できる社会を構築するべきである。

6、方針対立

今回議論の対象は個別の制度設計ではなく、5福祉をめぐる議論で行われていた議論を参考に国家のあるべき姿、また正当性等を中心に議論してい欲しい。

大きな対立でいうと以下が参考になる。

大きな政府派

- 最大多数の最大幸福が達成される
- そもそも経済政策の目的が厚生を増大である
- 分配による有効需要の拡大

- ・資本主義は欠陥を抱えている
- ・ . . . etc

小さな政府派

- ・自由が個人の幸福の追求に必要である
- ・福祉国家は財政面で欠陥を抱えている
- ・国家権力の拡大は個人の権利の侵害である
- ・国家は個人の自由を保障する政策を進める必要がある
- ・ . . . etc

以上を踏まえた上で

論点 1、
国家の正当性を考えた場合、大きな政府と小さな政府どちらがよいか。

論点 2、
上記で選んだもの（大きな政府と小さな政府）を日本にあてはめたときに起こりうる問題に対してどう対応するか。

参考文献・参考資料

- 小峯敦(2010)『福祉の経済思想家たち』ナカニシヤ出版
J・K・ガルブレイス(1988)『経済学の歴史』ダイヤモンド社
M&R・フリードマン(1980)『選択の自由』日本経済新聞社
ミルトン・フリードマン(2008)『資本主義と自由』日経BP社
山中優(2007)『ハイエクの政治思想』勁草書房
中谷巖(2008)『資本主義はなぜ自壊したのか』集英社インターナショナル
小川仁志(2010)『はじめての政治哲学』講談社現代新書
山脇直司(2009)『社会思想史を学ぶ』ちくま新書
竹中平蔵(2010)『経済古典は役に立つ』光文社新書
竹中平蔵(2010)『絶対こうなる日本経済』アスコム
福島清彦(2002)『ヨーロッパ型資本主義』講談社現代新書

財務省 HP (http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/index.html)

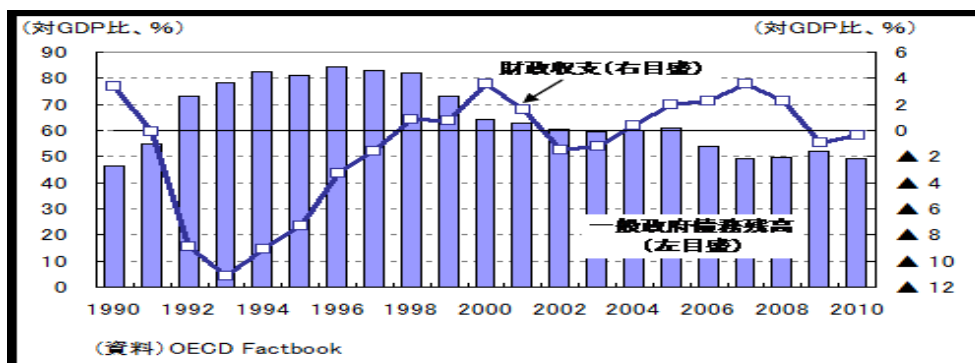
厚生労働省 (http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/)

株式会社ウェッジ (<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/1709>)

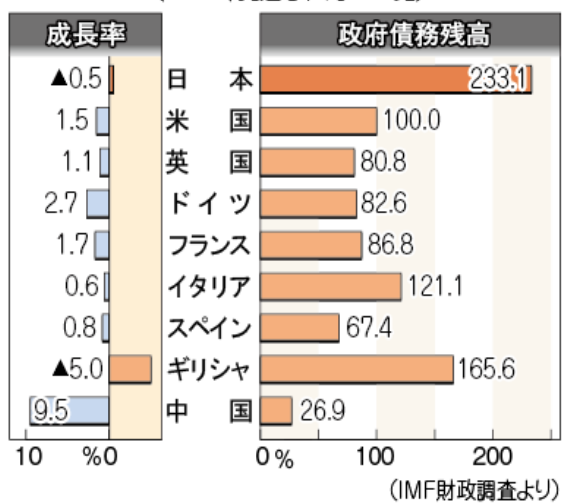
社会実情データ図録 (<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/index.html>)

* 財政状況

図表1 スウェーデンの財政収支と一般政府債務残高 GDP 比の推移



各国財政の国際比較
(2011年見通し、対GDP比)



各国財政の国際比較
(2010年見通し、対GDP比)

